

1 松戸市商業振興条例（案）策定の趣旨

（１）松戸市の商業の現状、条例制定の背景

松戸市は、東京の近郊都市として、古くから交通の要衝として栄え、特に昭和30年代半ばから急激な人口の増加が生じ、消費需要も多様化して、商店街は量的拡大と質的拡大を遂げ、本市商業は著しく発展して参りました。

本市の商店街は、買い物の場であるだけでなく、まちの賑わいと交流の場でもあり、地域コミュニティの顔として重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、近年、車社会の急速な進展や少子高齢化社会の到来により、商業構造や商業分布が変化してきており購買力の落ち込み、店主の高齢化や後継者難といった様々な課題により、商店街の衰退が懸念されています。

また、周辺地域（船橋市・柏市・鎌ヶ谷市・流山市・三郷市）には、大型集客施設が点在し、特にここ数年においては、本市周辺を取り囲むように大規模商業施設の出店が相次ぎ、地域間競争がますます激しくなっており、本市商業の地盤沈下が進む恐れがあることから、商業活性化策に集中して取り組むことが急務であります。

国の「商業統計調査」に基づく本市の小売業の推移によると、事業所数は、平成16年、2,964事業所、平成19年、2,584事業所と380事業所の減少、従業員数については、平成16年23,688人、平成19年22,452人と1,167人の減少、年間販売額では平成16年は3,857億円、平成19年では3,841億円と、16億円の減少となっております。

このような状況の中、小売販売額ならびに集客力を維持するためには、地域を構成している商店会が主体となり、個性的で魅力ある商店街づくりを図り、なおかつ、商店会を構成する各事業者がやる気を出して取組まなければ、競争には勝てず、生き抜くことはできないと考えます。

本市としても商業基盤の強化と地域経済の活性化を図るため、松戸商工会議所及び松戸市商店会連合会等の経済団体と更なる連携を図り、積極的な商業振興施策を推進していく必要があります。

（２）なぜ、商業振興条例を制定するのか

近年の市内商店会は、店主の高齢化による廃業やフランチャイズ店等の商店会への未加入などにより加入率が低下し、組織の弱体化や商店街活動の停滞を招いています。

一方、まちの「顔」とも言える商店街は身近な買い物の場としてだけではなく、街路灯整備、防犯活動など地域の安心安全やお祭り・イベントといったにぎわいづくりを行うなど、地域コミュニティの核として、さまざまな可能性が広がっています。

このような状況に対応するためには、商店会を中心として地域に新しい魅力をつくり、活力を取り戻していくことが必要であり、そのために、中小の小売業のみならず、チェーン店や組織商業者にも協力を得て、商店会が公共性のある団体としてその役割を担うことが求められております。

このような背景のなかで、平成20年2月6日に松戸商工会議所の商業部会・サービス業部会合同による「商業振興基本条例検討会議」を立ち上げ、商店会への加入促進について他自治体の先進事例に関する調査研究を行い、条例の骨子案をまとめました。その後、同年10月14日に松戸商工会議所会頭より市長あてに商業振興基本条例制定についての要望書が提出されたところです。

本市としても、この厳しい経済環境に立ち向かい、市内商業の発展を図るためには、本市商業に関わるすべての者が、果たすべき役割を認識し、協働により商業振興施策に取り組み、地域社会の発展に寄与する必要があることから、この度、商業振興に関する条例を策定することに至りました。

(3) 条例制定のねらい、効果

この『松戸市商業振興条例』を制定することで、以下の効果が期待できます。

- 市、経済団体、商店会、事業者各々の責務が明確になることで、商業活性化に向けた連携の強化が図れる。
- 商店会の加入促進活動、未加入店舗への働きかけがしやすくなり、商店会組織の基盤強化を図ることが可能となる。
- 商店街の地域における役割が明確化される。
 - ・商店街は地域住民の「生活の場」「交流の場」「憩の場」「地域の活動の場」等といった多様な性格を有する公共的性格が強い場所(空間)である
 - ・商店街は、人々が定住し地域が発展していくための重要な要素である
- 商店街が活性化することで、消費者の利便性の向上や地域コミュニティの強化が図れることができ、にぎわいと交流の場を創出する魅力ある街が形成される。
- 商店街が活性化することで、商店会および事業者（商店主）の意識の向上につながる。

結果として、本市商業基盤の強化と地域経済の活性化を図ることができると考えます。

(4) 条例の構成と主な内容

構成	主な内容
○目的	商業基盤の強化及び健全な発展を促し、地域社会の発展に寄与することを目的としています。
○定義	条例における用語の意味を定めます。
○基本理念	事業者自らの創意工夫と自助努力を基本とし、協働により商業の活性化を推進します。
○市の責務	商店会及び事業者に積極的な事業活動への取組みを促進するため、次に掲げる施策を実施します。 <ul style="list-style-type: none">・商店会活性化のための施策・事業者の経営基盤の強化並びに商店会及び経済団体の組織基盤の強化を図るための施策・人材の育成に関する施策
○経済団体の責務	市と協働し積極的に商業振興施策を推進するとともに事業者への積極的な参加を促すものとします。
○商店会の責務	地域コミュニティの核としてにぎわいと交流の場を創出し、魅力ある商店街の形成に努めるとともに、会員の加入促進等自らの組織の充実に努めるものとします。
○事業者の責務	市及び経済団体が行う商業の振興に関する施策に積極的に参加するとともに、商店会への積極的な加入や商店会が商店街の活性化事業を実施する場合、応分の負担により事業に協力するように努めるものとします。
○市民の理解と協力	商業振興のため、商店会等が実施する事業に協力するよう努めていただきたいと思います。
○委任	条例の施行に関し、必要なものは、市長が別に定めます。
○附則	施行期日を設けます。